

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成20年3月 岩 舟 町

1 現状

(1)技能労務職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(19年4月1日現在)

区 分	公 務 員					民 間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
岩舟町	49.6歳	37人	311,900円	333,429円	326,821円	—	—	—	—
清掃職員	40.1歳	4人	268,200円	307,950円	298,950円	廃棄物処理業従事員	43.3歳	299,800円	1.03
学校給食員	55.3歳	6人	331,900円	334,317円	331,900円	調理士	44.3歳	259,800円	1.29
用務員	51.9歳	11人	309,500円	340,127円	335,727円	用務員	53.9歳	227,200円	1.50
自動車運転手	52.3歳	6人	362,700円	390,167円	382,900円	自家用乗用自動車運転者	39.7歳	333,200円	1.17
その他	45.8歳	10人	289,400円	301,440円	291,360円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
岩舟町	5,519,248円	—	—
清掃職員	5,011,900円	4,192,600円	1.20
学校給食員	5,587,604円	3,455,000円	1.62
用務員	5,677,724円	3,284,300円	1.73
自動車運転手	6,533,104円	4,214,800円	1.55
その他	4,920,380円	—	—

- 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成16～18年の3年平均)
- 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
- 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。
- 職種の区分は、地方公務員給与実態調査の区分による。
- 職員区分の「その他」は、「保育所に勤務する調理員」と「業務員」である。

(注)1「平均給料月額」とは、19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2)技能労務職の級別職員数等の状況(19年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職種名	職員数
1 級	・技能職員の職務 ・労務職員の職務		
2 級	・技能職員の職務 ・労務職員の職務	その他	2人
3 級	・相当な技能を必要とする技能職員の職務 ・経験を必要とする労務職員の職務	用務員	5人
		自動車運転手	1人
		清掃職員	3人
		その他	5人
4 級	・相当な技能及び経験を必要とする技能職員の職務 ・相当な経験を必要とする労務職員	用務員	6人
		自動車運転手	3人
		清掃職員	1人
		学校給食員	5人
5 級	・主任の職務	その他	3人
		自動車運転手 学校給食員	2人 1人

(注)1 岩舟町の規則等に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

3 その他は、「保育所に勤務する調理員」と「業務員」である。

(3)技能労務職の職種別年齢別職員構成の状況(19年4月1日現在)

区分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
合計				1人	2人		6人	4人	5人	11人	8人		37人
用務員							2人	1人	2人	3人	3人		11人
自動車運転手									2人	3人	1人		6人
清掃職員				1人	1人		1人			1人			4人
学校給食員									1人	2人	3人		6人
その他					1人		3人	3人		2人	1人		10人

(注)1 その他は、「保育所に勤務する調理員」と「業務員」である。

(4)その他給与に関する事項

①給料表

行政職給料表(二)(5級制)を適用しており、国家公務員の行政職俸給表(二)(5級制)に準じたものとなっている。

②諸手当

扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当をそれぞれ該当者に支給している。なお、このうち、主に技能労務職員を対象とした特殊勤務手当については、以下のとおりとなっている。

特殊勤務手当の名称	支給要件	支給額
清掃業務従事手当	清掃業務に従事したとき	日額450円

③昇給基準

毎年1月1日に、前1年間における勤務成績に応じて4号給(55歳を超える職員は2号給)を標準として昇給する。

2 基本的な考え方

- ①職員の新規採用は、平成12年度より実施していませんが、今後も「退職不補充」を原則とします。
- ②業務の民間委託等を推進します。
- ③給与については、民間事業従事者との均衡に留意しながら、給与水準の適正化を図ります。

3 具体的な取組内容

【これまでの取組み】

(1)給料表

○平成18年度からの給与構造の見直しにともない、給与水準を平均1.2%引下げ。

(2)昇格・昇給

○退職時特別昇給等の廃止 (H17年度)

○給与構造見直し時に「級別資格基準表」の改正を行い、「わたりの改善」を実施(5級主任を導入)(H18年度)

○55歳を超える職員の昇給抑制 (H18年度)

(3)諸手当

○特殊勤務手当(直営舗装作業等従事手当の廃止) (H16年度)

○特殊勤務手当(清掃業務従事手当の支給額見直し 日額1,380円→450円) (H17年度)

(4)その他

- 退職不補充（H12年度～）
- 一定の能力実証（試験・実習）後、一般事務職へ任用替え（H16年度：2名）
- 小学校給食調理業務の民間委託（全4校実施済み）（H17～18年度）
- 労務職の定年を63歳から60歳に改正（H18年度）
- ごみ収集業務の一部民間委託（H19年度）

【今後の取組み】

住民の方の要望や職員の退職状況等を勘案しながら、下記の施策に取組みます。

- 給料表は、国の行政職俸給表(二)に準じた改定を行っていくものとします。
- 「清掃」「調理」業務は、原則として民間委託とします。
- 「自動車運転」業務は、必要最低限の公用車運転業務以外は、民間委託または廃止します。
- 「用務員」は、学校や公共施設で住民の方からの要望が大きい施設を中心に配置し、職員は、現在在職する職員のほか他職種からの職種転換等により対応します。
- 一定の能力実証（試験・実習）後、一般事務職への任用替えを行います。
（H20年度：6名予定）

4 その他

本町の「第2次定員適正化計画(H17～26年度)」では、平成16年4月1日現在の総職員数189人の概ね10%(計画数値22人、11.6%)の減員を掲げていますが、技能労務職員については、上記の取組みにより43人(H16.4.1現在)から15人(H26.4.1現在)への減員(28人)が見込まれます。